

事務連絡
令和2年4月14日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

**新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた
登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について**

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を評価・活用する場合においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うこととなった旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田

事 務 連 絡
令和2年4月10日

建設業者団体 各位

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた
登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響については、現在において収束の見通しが立たっておらず、今後も引き続き、会合やイベント等の開催自粛・延期が続くものと推察されます。

そのため、登録基幹技能者講習実施機関に対し、講習の実施自粛や講習修了証の有効期限の特例について、別添のとおり通知を行ったところです。

については、各団体又は会員企業等において、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を評価・活用する場合においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うようお願いいたします。

以 上

国土建労第 2 4 号
令和 2 年 4 月 9 日

登録基幹技能者講習実施機関の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた
登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、感染拡大の防止を図ることを目的に、多数の者が集まる会合やイベント等の開催自粛・延期について要請が行われているところです。

また、国土交通省においても、「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 3 月 6 日付け国土建労第 1466 号)を発出し、登録基幹技能者講習については 4 月以降に延期するよう要請を行うとともに、講習の延期に伴い講習修了証の有効期限が経過した者に対しては、申請があった場合に限り有効期限を 3 ヶ月間延長する措置を行ったところです。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響については、現在において収束の見通しが立たっておらず、今後も引き続き、会合やイベント等の開催自粛・延期が続くものと推察されます。

こうした状況を踏まえ、各団体においては、登録基幹技能者講習について、4 月以降も当面の間、講習の実施を自粛いただくようお願いいたします。

この措置に伴い、令和 2 年 3 月 6 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合においては、特例的に、一律令和 2 年 9 月 30 日まで有効期限内であるものとして取り扱うことといたします。また、建設業者団体に対しても、登録基幹技能者を評価・活用する場合においては、同様の取扱いを行うよう周知を図ることとします。さらに、登録基幹技能者制度推進協議会が管理・運営を行っている登録基幹技能者データベースにおいても、上記特例について反映を行い、講習修了証の有効期限を迎えた者についても、一律令和 2 年 9 月 30 日まで氏名等を掲載することとします。

以上、各団体においては、上記取扱いについてご理解いただくとともに、登録基幹技能者や会員企業等に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、令和 2 年 3 月 6 日付け「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」は、本通達の発出をもって廃止します。

以 上